

# 会津若松市営駐車場条例の一部を改正する条例（素案）に関するお知らせ及び意見募集結果

## お知らせ

「会津若松市営駐車場条例の一部を改正する条例（素案）」につきましては、条例の施行日案を「平成26年1月15日」として公表したところですが、駐車場の整備スケジュール等との兼ね合いから、来年度以降の施行で検討することとなりました。

今回のパブリックコメントでお寄せいただいたご意見につきましては、今後の検討において参考とさせていただきます。

## 募集方法及び結果

1. 募集期間 平成25年10月23日（水）～平成25年11月21日（木）
2. 提出方法 電子メール(2件)
3. 意見件数 2件（2人）
4. 意見の要旨と市の考え

意見に係る指摘箇所	意見の要旨	市の考え方
①駐車場用地の用途について	ドラマ館の閉館、ドラマの終了に伴い、観光客は減少が想定されるため、既存の観光駐車場で十分だと考える。そのため、以前の陸上競技場サブトラックとして機能させるべきだ。新設された陸上競技場は市街地から離れた場所にあり、陸上大会等で子供たちがそこまで自転車で移動する際、安全面が懸念される。	鶴ヶ城周辺においては、例年、特に観桜期やゴールデンウィークをはじめとする連休、会津まつりなどのイベント開催時等に、駐車場不足により市民の皆様、観光客の方々にご不便をおかけしてきた経過にあります。こうした中で、陸上競技場が新設、移転となり、その後の施設の利活用については、市民の皆様から意見を頂戴しながら、平成22年に「鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想」の中で、旧陸上競技場は多目的緑地公園として、サブトラックは駐車場として利活用していくこととしたところです。
②有料による利用について	有料での継続使用に関しては反対です。 ・既存の鶴ヶ城観光駐車場は、お城に近いが東口駐車場は少し遠くに位置する。この駐車場は、これまでも市民が気楽に鶴ヶ城公園を楽しむために使用してきており、鶴ヶ城公園は、観光資源であるとともに、市民の憩いの場としても大事な施設だと考える。	鶴ヶ城に訪れるお客様の駐車場につきましては、観光施設の維持管理のため、有料とさせていただいております。鶴ヶ城公園東口駐車場は、既存の有料駐車場である三ノ丸駐車場の対面に位置することもあり、公平性の観点から、これと同様の料金による有料駐車場として位置づけるべきものと考えております。